

猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催要領（浜田射撃場）

（技能講習）

1 開催日時、区分

開催月日	時間	種別
令和7年（2025年）		
5月14日(水)	9:00~12:00	トラップ射撃（15m）
5月28日(水)	同上	トラップ射撃（5m）
6月11日(水)	同上	スキート射撃
6月25日(水)	同上	トラップ射撃（15m）
7月9日(水)	同上	トラップ射撃（5m）
7月23日(水)	同上	スキート射撃
8月6日(水)	同上	トラップ射撃（15m）
8月20日(水)	同上	トラップ射撃（5m）
9月3日(水)	同上	スキート射撃
9月17日(水)	同上	トラップ射撃（15m）
9月24日(水)	同上	トラップ射撃（5m）
10月8日(水)	同上	スキート射撃
10月22日(水)	同上	トラップ射撃（15m）
11月12日(水)	同上	トラップ射撃（5m）
11月26日(水)	同上	スキート射撃
12月10日(水)	同上	トラップ射撃（15m）

令和8年(2026年)		
1月14日(水)	同上	トラップ射撃（5m）
1月28日(水)	同上	スキート射撃
2月11日(水)	同上	トラップ射撃（15m）
2月25日(水)	同上	トラップ射撃（5m）
3月4日(水)	同上	スキート射撃

2 受講場所

浜田射撃場

浜田市後野町 739-1 外 33 筆

連絡先 080-6327-2232 (管理者：日原 昭)

3 受講区分

○ スト射撃 (クマガヤクホル上方を通過するように発射されるもの)

○ トラップ射撃 (トラップから射撃線までの距離が 15 ㍍であるもの)

○ トラップ射撃 (トラップから射撃線までの距離が 5 ㍍であるもの)

(※ 受講申込書に上記のいずれかを選択して記入すること)

受講可能人数 6名

使用銃種 散弾銃

使用可能実包 スト射撃～9号 (12 番) 以下、トラップ射撃～7.5号 (12 番) 以下

4 受講対象者

島根県内に住所を有する者で、現に銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて散弾銃 (特定ライフル銃 (銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えず、かつ、5分の1以上であるもの。) のうち散弾銃身を有するものを含む。) を所持している者。

5 講習科目

(1) 散弾銃の操作

(2) 散弾銃の射撃

6 受講手続

受講者は「技能講習受講申込書」を開催日の 1 ヶ月前までに住所地を管轄する警察署に提出するとともに、講習手数料 14,000 円 (島根県収入証紙) を手数料納付書により納入すること。

※受講申込み後は、申込書、手数料は返還しない。

7 携行品

(1) 受講銃砲 (予備銃の持ち込み可)

(2) 適合実包

(3) 猟銃用火薬類等譲受許可証 (射場で実包等を譲受する場合)

(4) 技能講習通知書

8 技能講習修了証明書の交付

教習射撃場からの実施結果の通知を受け、技能講習の修了を認定し、後日、警察署を通じて技能講習修了証明書を交付する。